

国家知識産権局行政不服審査規程

第一章 総則

第一条 違法または不当な行政行為を防止・是正し、国民、法人及びその他の組織の合法的な権益を保護し、国家知識産権局が法律に基づいて職権を行使するとともに行政紛争を解決する主要な手段としての行政不服審査の役割を十分に發揮させることを監督・保証し、法治政府の建設を促進するため、『中華人民共和国行政復議法（不服審査法）』及び『中華人民共和国行政復議法（不服審査法）実施条例』に基づいて、本規程を制定する。

第二条 国民、法人またはその他の組織が、国家知識産権局の行政行為が自己の合法的な権益を侵害したと考え、国家知識産権局に行政不服審査を申請し、国家知識産権局が行政不服審査案件を処理する場合に、本規程は適用される。

第三条 国家知識産権局の行政不服審査業務は、中国共産党の指導を堅持する。

国家知識産権局は、行政不服審査の職務を遂行するにあたって、「合法、公平、公開、効率、国民の利便性、国民のため」の原則に従い、「過ちあらば正すべし」を堅持し、法令の正しい実施を保証するものとする。

第四条 国家知識産権局条法司は、国家知識産権局行政不服審査機構（以下、「行政不服審査機構」という。）であり、法律に基づいて国家知識産権局の行政不服審査案件を処理する。

第五条 国家知識産権局は、行政不服審査案件を処理するにあたって、法律に基づいて調停することができる。

調停は、合法性と任意性の原則に従うものとし、国益、社会公衆の利益、および他人の合法的な権益を害するものであってはならず、法令の強制的な規定に違反するものであってはならない。

第六条 国家知識産権局は、行政不服審査機構の人員配置が引き受けた業務に見合うよう確保し、行政不服審査人員の専門性を向上させ、業務内容に応じて案件の処理に必要な施設、設備などの施設を保証するものとする。

初めて行政不服審査業務に従事する国家知識産権局の職員は、国家統一法律職業資格試験を経て法律職業資格を取得し、かつ統一的な就業前研修に参加するものとする。

第二章 行政不服審査の範囲と参加者

第七条 法律に基づいて行政不服審査の範囲に含まれない場合を除き、国民、法人またはその他の組織は、次の各号のいずれかに該当する場合、法律に基づいて行政不服審査を申請することができる。

(一) 国家知識産権局が行った専利出願、専利権に関する行政行為に不服がある場合。

(二) 国家知識産権局が行った商標登録出願、商標登録専用権に関する行政行為に不服がある場合。

(三) 国家知識産権局が行った集積回路配置設計の登録出願、集積回路配置設計の専用実施権に関する行政行為に不服がある場合。

(四) 国家知識産権局が行った地理的表示商品の保護および地理的表示の専用標識に関する行政行為に不服がある場合。

(五) 国家知識産権局が行った専利、商標代理管理に関する行政行為に不服がある場合。

(六) 国家知識産権局に人身権、財産権など合法的な権益を保護する法定職責の履行を申請したが、国家知識産権局が履行を拒否し、法に基づいて履行せず、または返答しなかった場合。

(七) 国家知識産権局が政府情報公開の業務において自己の合法的な権益を侵害したと考える場合。

(八) 国家知識産権局が行ったその他の行政行為が自己の合法的な権益を侵害したと考える場合。

第八条 本規程に基づいて行政不服審査を申請する国民、法人またはその他の組織

は、申請人である。

行政不服審査を申請する権利を有する国民が死亡した場合、その近親者は行政不服審査を申請することができる。行政不服審査を申請する権利を有する国民が民事行為能力を有しない者または民事行為能力に制限のある者である場合、その法定代理人は本人に代わって行政不服審査を申請することができる。行政不服審査を申請する権利を有する法人またはその他の組織が消滅した場合、その権利および義務の承継人は行政不服審査を申請することができる。

行政不服審査を申請された行政行為または案件の結果に利害関係を有する、申請人以外の国民、法人またはその他の組織は、第三者として行政不服審査への参加を申し込むことも、行政不服審査機構から第三者として行政不服審査に参加するよう通知することもできる。

第三者が行政不服審査に参加しなくとも、行政不服審査案件の審理に影響を及ぼすことはない。

第九条 申請人または第三者は、自分に代わって行政不服審査に参加することを、一人または二人の弁護士、弁理士、商標代理実務者、基層法律サービス従事者またはその他の代理人に委託することができる。

代理人に委託する場合、行政不服審査機構に委任状、委託者および受託者の身分証明書類を提出するものとする。委任状には、委託事項、権限、および期限を明記するものとする。代理人の権限の変更または解除は、行政不服審査機構に書面で告知するものとする。

第三章 申請と受理

第十条 国家知識産権局の行政行為が自己の合法的な権益を侵害したと考える国民、法人またはその他の組織は、当該行政行為を知り、または知るべきであった日から 60 日以内に、行政不服審査を申請することができる。

不可抗力またはその他の正当な理由により前項の期限に遅れた場合、その期限は障害が排除された日から継続して計算する。

国家知識産権局が行政行為を行ったとき、国民、法人またはその他の組織に行政不

不服審査請求権、行政不服審査機関および申請期限を告知しなかった場合、申請期限は、国民、法人またはその他の組織が行政不服審査請求権、行政不服審査機関および申請期限を知り、または知るべきであった日から起算する。ただし、行政行為の内容を知り、または知るべきであった日から最長でも1年を超えないものとする。行政不服再審査の申請が、行政行為が行われた日から5年を超えた場合、国家知識産権局は行政不服審査の申請を受理しない。

第十一條 次の各号のいずれかに該当する場合、申請人はまず国家知識産権局に行行政不服審査を申請するものとする。行政不服審査の決定に不服がある場合、法に基づいて人民法院に行政訴訟を提起することができる。

- (一) その場で行われた行政処罰決定に不服がある場合。
- (二) 国家知識産権局に本規程第七条に規定する「法定職責の不履行」があると考える場合。
- (三) 政府情報の開示を申請したが、国家知識産権局が開示しない場合。
- (四) 法律、行政法規に規定する「まず行政不服審査機関に行政不服審査を申請しなければならない」その他の場合。

前項に規定する場合について、国家知識産権局は行政行為を行うにあたって、国民、法人またはその他の組織に対し、「まず行政不服審査機関に行政不服審査を申請することを告知するものとする。

第十二条 国民、法人またはその他の組織が行政不服審査を申請し、国家知識産権局が法律に基づいて受理した場合、行政不服審査の期間中に人民法院に行政訴訟を提起してはならない。

国民、法人またはその他の組織が人民法院に行政訴訟を提起し、人民法院が法律に基づいて受理した場合、国家知識産権局に行政不服審査を申請してはならない。

第十三条 行政不服審査の申請は、以下の条件を満たすものとする。

- (一) 明確な申請人が存在し、かつ申請人が行政不服審査を申請された行政行為に利害関係を有すること。
- (二) 要件を満たす被申請人がいること。

- (三) 行政不服審査の具体的な請求と理由があること。
- (四) 本規程に規定する行政不服審査の範囲に属すること。
- (五) 国家知識産権局の管轄範囲に属すること。
- (六) 法定申請の期限内に申請されること。
- (七) 国家知識産権局は同一の行政行為についての当該申請人の行政不服審査申請を受理しておらず、かつ人民法院は同一の行政行為について当該申請人の行政訴訟を受理していないこと。

第十四条 申請人は、郵送、対面提出、または国家知識産権局から指定されたインターネットルートなどの方法により行政不服審査を申請することができる。申請にあたっては、行政不服審査申請書、申請人の身分証明書類および必要な証拠資料を添付して提出するものとする。代理人に委託する場合、委任状と代理人の身分証明書類も提出するものとする。

申請人は口頭で行政不服審査を申請する場合、身分証明書類および必要な証拠資料を提出するものとする。国家知識産権局は法律に基づいて、行政不服審査申請の調書をその場で作成し、申請人に確認させるか、または申請人に読み聞かせ、かつ申請人が署名して確認するものとする。

第十五条 申請人が書面で行政不服審査を申請する場合、行政不服審査申請書には次の事項を明記するものとする。

- (一) 申請人の基本情報。国民の氏名、身分証明書番号、住所、郵便番号、連絡先の電話番号、法人またはその他の組織の名称、住所、郵便番号、連絡先の電話番号、および法定代表者または主要責任者の氏名、役職を含む。
- (二) 被申請人の名称。
- (三) 行政不服審査の具体的な請求。
- (四) 行政不服審査を申請する主な事実と理由。
- (五) 申請人の署名または捺印。
- (六) 行政不服審査を申請する期日。

第十六条 行政不服審査申請書は、国家知識産権局が作成した参考書式を使用する

ことができる。

行政不服審査申請書は手書きでも印刷でもよい。

第十七条 国家知識産権局は、行政不服審査申請書を受理した日から5日以内に審査し、状況に応じてそれぞれ以下の処理を行う。

(一) 行政不服審査申請が本規程第十三条に規定する受理条件を満たす場合、受理する。

(二) 行政不服審査申請が本規程第十三条に規定する受理条件を満たさない場合、「不受理」と決定し、書面で理由を告知する。国家知識産権局の管轄範囲に属さない場合、不受理決定書において、管轄権を有する行政不服審査機関を申請人に告知する。

(三) 行政不服審査申請資料が不完全または記載が不明確であり、行政不服審査申請が本規程第十三条に規定する受理条件に合致するか否かを判断できない場合、書面で申請人に補正するよう通知するものとし、補正通知には補正すべき事項を一括して明記するものとする。

補正を要する行政不服審査申請について、申請人は、補正通知を受領した日から10日以内に補正資料を提出するものとする。正当な理由があつて期限通りに補正できない場合、申請人は、所定の補正期限内に行政不服審査機構に提出するもとし、行政不服審査機関は、合理的な補正期限を延長することができる。正当な理由なく期限を過ぎても補正が行われなかつた場合、申請人が行政不服審査申請を放棄したものとみなされ、かつその旨が記録される。

行政不服審査申請の審査期限が満了したが、国家知識産権局が「不受理」の決定を下さず、または補正通知を出さなかつた場合、審査期限が満了した日に当該申請が受理されたものとみなされる。

第十八条 国家知識産権局は、行政不服審査申請を受理した後、当該行政不服審査申請が受理条件を満たさないと発見した場合、「申請却下」と決定し、かつ理由を説明するものとする。

第四章 審理と決定

第十九条 国家知識産権局は行政不服審査申請を受理した後、法律に基づいて一般手続または略式手続を適用して審理する。

国家知識産権局は次の行政不服審査案件を審理した結果、事実が明白であり、権利義務関係が明確であり、争点が大きくないと判断した場合、略式手続に適用することができる。

- (一) 行政不服審査を申請された行政行為がその場で行われたものである場合。
- (二) 行政不服審査を申請された行政行為が警告または批判の通告である場合。
- (三) 案件の係争金額が三千元以下である場合。
- (四) 政府情報の開示案件である場合。

前項に規定する場合以外の行政不服審査案件で、当事者が略式手続を適用することに同意した場合には、略式手続を適用することができる。

行政不服審査機構は、略式手続を適用して審理される行政不服審査案件について、略式手続を適用することが不適当であると判断した場合には、行政不服審査機構の責任者の承認を得て、当該案件を一般手続に移行して審理することができる。

第二十条 行政不服審査機構は、一般手続を適用して審理される行政不服審査案件について、行政不服審査申請を受理した日から 7 日以内に、行政不服審査申請書の副本または行政不服審査申請の調書の副本を関係部局に送付するものとする。関係部局は、行政不服審査申請書の副本または行政不服審査申請の調書の副本を受領した日から 10 日以内に、行政行為の証拠、根拠およびその他の関係資料を提供するとともに、書面による回答書を提出するものとする。

行政不服審査機構は、略式手続を適用して審理される行政不服審査案件について、行政不服審査申請を受理した日から 3 日以内に、行政不服審査申請書の副本または行政不服審査申請の調書の副本を関係部局に送付するものとする。関係部局は、行政不服審査申請書の副本または行政不服審査申請の調書の副本を受領した日から 5 日以内に、行政行為の証拠、根拠およびその他の関係資料を提出するとともに、書面による回答書を提出するものとする。

第二十一条 行政不服審査機構は、一般手続を適用して審理される行政不服審査案件について、直接、またはインターネット、電話などの方法を通じて当事者の意見を

聴取し、かつ聴取した意見を記録するものとする。当事者の責に帰すべき事由により当事者の意見を聴取することができない場合には、書面審理を行うことができる。
略式手続を適用して審理される行政不服審査案件は、書面審理を行うことができる。

第二十二条 行政不服審査の期間中に、申請人、第三者およびその委託代理人は、法律に基づいて関係部局が提出した書面による回答書、行政行為の証拠、根拠およびその他の関連資料を閲覧・謄写することができる。ただし、国家機密、営業機密、個人のプライバシーに関わる場合、または国家の安全、公共の安全、社会の安定を脅かす可能性のある場合は、例外とする。

第二十三条 行政不服審査の期間中に、行政行為の執行は原則として停止されない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政行為の執行を停止するものとする。

- (一) 国家知識産権局が執行を停止する必要があると認めた場合。
- (二) 申請人、第三者が執行停止を申請し、国家知識産権局がその要求が妥当であると判断し、執行停止を決定した場合。
- (三) 法律、法規、規則で「執行停止」と規定するその他の場合。

国家知識産権局が行政不服審査の期間中に行政行為の執行停止を決定した場合、行政不服審査機構は、関係部局に執行停止の通知を発し、かつ申請人および第三者に通知するものとする。

第二十四条 行政不服審査の期間中に次の各号のいずれかに該当する場合、行政不服審査は中断される。

- (一) 申請人である国民が死亡し、かつ、その近親者が行政不服審査に参加するか否かを決定していない場合。
- (二) 申請人である国民が行政不服審査に参加する行為能力を失い、行政不服審査に参加する法定代理人をまだ定めていない場合。
- (三) 申請人である国民の所在が明らかでない場合。
- (四) 申請人である法人またはその他の組織が消滅し、権利義務の承継人がまだ確定していない場合。

- (五) 不可抗力により、申請人、被申請人が行政不服審査に参加できない場合。
- (六) 調停、和解が法律に基づいて実施され、申請人と被申請人が中断に同意した場合。
- (七) 案件に係る法律の適用について、権限を持つ機関による解釈または確認を必要とする場合。
- (八) 他の案件の結果を踏まえて案件を審理する必要があるにもかかわらず、他の案件が終了していない場合。
- (九) 行政不服審査の中止を必要とするその他の場合。

行政不服審査の中止の理由が解消された後、行政不服審査案件の審理を速やかに再開するものとする。

国家知識産権局は、行政不服審査案件を中断、再開する場合、当事者に書面で告知するものとする。

第二十五条 行政不服審査の期間中に、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政不服審査は終了する。

- (一) 申請人が行政不服審査の申請を取り下げ、行政不服審査機構がこれを許可した場合。
- (二) 申請人である国民が死亡し、近親者がいない場合、または近親者が行政不服審査の権利を放棄した場合。
- (三) 申請人である法人またはその他組織が消滅し、権利義務の承継人がいない場合、または権利義務の承継人が行政不服審査の権利を放棄した場合。
- (四) 本規程第二十四条第一項第一号、第二号、第四号の規定により、行政不服審査の中止から 60 日過ぎても、行政不服審査が中止された理由がまだ解消されていない場合。

国家知識産権局は行政不服審査案件を終了する場合、書面による決定を行い、当事者に告知するものとする。

行政不服審査機構が行政不服審査申請の取下げを許可し、国家知識産権局が行政不服審査の終了を決定した場合、申請人は再び同一の事実および理由に基づいて行政不服審査申請を行ってはならない。ただし、申請人は「行政不服審査申請の取下げが自己の眞の意思表示に反する」ことを証明することができる場合は、例外とする。

第二十六条 行政不服審査案件は、法律、法規、規則を根拠とする

第二十七条 行政行為は事実が明白であり、証拠が確実であり、根拠適用が正しく、手続が適法であり、内容が適切である場合、その維持を決定するものとする。

第二十八条 被申請人が法定職責を履行しない場合は、それが一定期限内に履行することを決定するものとする。

第二十九条 行政行為が次の各号のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は当該行政行為の取り消しまたは一部取り消しを決定し、かつ一定の期限内に行政行為を再実施するものとする。

- (一) 主な事実が不明確であり、証拠が不十分である場合。
- (二) 適用された根拠が合法的でない場合。
- (三) 法的手続に違反している場合。
- (四) 職権を超越または濫用した場合。

国家知識産権局が行政行為の再実施を決定した場合、同一の事実および理由に基づいて、行政不服審査を申請された行政行為と同一または基本的に同一の行政行為を行ってはならない。ただし、法的手続違反を理由に取り消しまたは一部取り消しを決定した場合は、例外とする。

第三十条 行政行為が次の各号のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、当該行政行為を取り消さないが、当該行政行為が違法であることを確認する。

(一) 法律に基づいて取り消すべきであるが、取り消すことにより国益、社会公共利益に重大な損害を与える場合。

- (二) 軽微な手続違反があるが、申請人の権利に実際の影響がない場合。

行政行為が次の各号のいずれかに該当し、取り消しまたは履行命令を行う必要がない場合、国家知識産権局は、当該行政行為が違法であることを確認する。

- (一) 行政行為は違法であるが、取り消すことができる内容を有していない場合。
- (二) 当初の違法な行政行為が変わったにもかかわらず、申請人が依然としてその

取り消しまたは当該行政行為が違法であることの確認を求める場合。

(三) 被申請人が法定職責の履行を拒否し、または履行を遅滞しており、履行を命令しても意味がない場合。

第三十一条 行政行為に「実施主体が行政主体資格を有しない、または根拠がない」などの重大かつ明白な法律違反があり、申請人が行政行為の無効確認を申請した場合、国家知識産権局は当該行政行為が無効であることを確認する。

第三十二条 行政行為が次の各号のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、当該行政行為を変更することを決定する。

(一) 事実が明白であり、証拠が確実であり、根拠適用が正しく、手続が適法であるが、内容が適切でない場合。

(二) 事実が明白であり、証拠が確実であり、手續が適法であるが、根拠適用が正しくない場合。

(三) 事実が不明白であり、証拠が不十分であり、行政不服審査手続により事実と証拠を明らかにした場合。

国家知識産権局は、申請人により不利な変更を決定してはならない。ただし、第三者が反対の請求をした場合は、例外とする。

第三十三条 国家知識産権局は、同局がその法定職責を履行しないと考える申請人から行政不服審査申請を受理した後、国家知識産権局が対応する法定職責を有しないか、または受理前に既に法定職責を履行していたと発見した場合、申請人の行政不服審査申請の棄却を決定するものとする。

第三十四条 申請人は行政不服審査を申請するにあたって、行政賠償を同時に請求することができる。国家知識産権局は、国家賠償法の規定に基づいて行政賠償請求を審理し、行政不服審査決定において賠償請求について同時に決定する。

第三十五条 当事者が調停を通じて合意に達した場合、行政不服審査調停書を作成するものとする。同調停書は、当事者が署名または署名捺印し、かつ国家知識産権局

行政不服審査専用印鑑が押印されると、法的効力を有する。

調停が合意に達しなかった場合、または調停書が発効する前に当事者の一方が後悔した場合、国家知識産権局は、法律に基づいて審査を行い、または速やかに行政不服審査決定を行うものとする。

第三十六条 当事者は、行政不服審査決定がなされる前に、任意に和解を成立させることができ、和解の内容は、国益、社会公衆の利益、および他人の合法的な権益を害してはならず、法令の強制的な規定に違反してはならない。

当事者が和解に達した後、申請人は行政不服審査機構から行政不服審査申請を取り下げるものとする。

第三十七条 一般手続を適用して審理される行政不服審査案件については、行政不服審査の決定は、申請を受理した日から 60 日以内に行うものとする。ただし、法律で定められた行政不服審査の期限が 60 日に満たない場合は、例外とする。状況が複雑であり、所定の期限内に行政不服審査の決定を行うことができない場合、行政不服審査機構の責任者の承認を得て、期限を適切に延長することができ、かつ当事者に書面で告知するものとする。ただし、延長は最長でも 30 日を超えてはならない。

略式手続を適用して審理される行政不服審査案件については、行政不服審査の決定は、申請を受理した日から 30 日以内に行うものとする。

申請書類の補正、中断、現地調査、鑑定に要した時間は、行政不服審査の審理期限には算入されない。

第三十八条 行政不服審査の決定は、国家知識産権局の名義で行う。行政不服審査決定書には、国家知識産権局行政不服審査専用印鑑を押すものとする。

第三十九条 行政不服審査の期間中に、行政不服審査機構は関係部局の関連する行政行為が違法または不適切であると発見した場合、当該関係部局に対し、行政不服審査意見書を作成・発行することができる。関係部局は、行政不服審査意見書を受領した日から 60 日以内に、関連する違法な行政行為または不適切な行政行為の是正状況について行政不服審査機構に報告するものとする。

第五章 付則

第四十条 行政不服審査機関が法律に基づいて行政不服審査の職責を履行しなかった場合、関連する責任者は法律に基づいて政務処分を受ける。行政不服審査機関の職員が、行政不服審査活動において私情にとらわれた不正を行い、またはその他の不正、職責不履行を行った場合は、法律に基づいて政務処分を受ける。犯罪に該当する場合は、法律に基づいて刑事責任を問われる。

被申請人が行政不服審査に関する法令の規定に違反し、書面による回答書を提出せず、または行政行為の証拠、根拠もしくはその他の関連資料を提出しない場合、または国民、法人もしくはその他の組織が法律に基づいて行政不服審査を申請することを妨害し、もしくは形を変えて妨害した場合、関連する責任者は法律に基づいて政務処分を受ける。犯罪に該当する場合は、法律に基づいて刑事責任を問われる。

第四十一条 期間の開始日は、期間には含まれない。期間満了の最終日が休祝日に当たる場合は、休祝日後の翌日を期間満了日とする。本規程における「3日」、「5日」、「7日」および「10日」の規定とは、法定休日を除く営業日を指す。

第四十二条 外国人、無国籍者または外国組織が中華人民共和国領域内で国家知識産権局に行政不服審査を申請する場合、本規程が適用される。

第四十三条 国家知識産権局は手数料を徴収することなく行政不服審査申請を受理する。

第四十四条 本規程は2025年2月1日から施行する。2012年7月18日付け国家知識産権局政令第66号により公布された『国家知識産権局行政不服審査規程』は同時に廃止される。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/12/31/art_526_196987.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。